

秋市選管告示第27号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市櫛山字長沼27番地3	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和7年3月31日から 令和7年4月5日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和7年4月4日